

## 【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～10 （略）

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 （略）

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六 （略）

2 （略）

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一・二 （略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5・6 （略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 （略）

3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第二十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

## 令和7年度地方債同意等額（2次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

### 1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (2次協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(11) 21,825	(78) 104,165	(89) 125,990	(176) 113,462
東日本 大震災分	(-) 9	(-) 0	(-) 9	(1) 15
総計	(11) 21,834	(78) 104,165	(89) 126,000	(177) 113,477

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 ( ) 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

### 2. 今回同意等を行う主な事業債

- 補正予算債（3,881 億円）（うち防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分：3,020 億円）
- 行政改革推進債（1,841 億円）
- 緊急自然災害防止対策事業債（1,440 億円）
- 公共施設等適正管理推進事業債（1,321 億円）
- 災害復旧事業債（1,192 億円）

### 3. 今後のスケジュール

- 2月26日（木）に同意等予定

※3月中旬に最終協議に係る同意等を予定

○ 地方債同意等額について(令和7年度 第2次分)

令和8年2月  
自治財政局

1 通常収支分

(単位:億円)

	同意等額						地方債計画額			
	令和7年度 2次協議等までの同意等額 <sup>※1</sup>			令和6年度 2次協議等 までの同意等額 B	対前年度 増減額 C=A-B	対前年度 比率 C/B	令和7年度計画額		計画残額 D-A	割合 A/D
	A	うち2次同意等額 当初分	補正分 <sup>※2</sup>				D	うち1月改正 追加分		
一般会計債	87,374	14,442	254	82,401	4,972	6.0%	61,092	2,974	▲26,282	143.0%
公共事業等	18,721	1,102	0	18,468	253	1.4%	15,908	-	▲2,813	117.7%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業 <sup>※3</sup>	705	156	0	727	▲22	▲3.0%	-	-	▲705	皆増
公営住宅建設	2,628	162	0	2,443	185	7.6%	1,100	-	▲1,528	238.9%
災害復旧	2,265	867	325	3,238	▲974	▲30.1%	3,083	1,956	818	73.5%
教育・福祉施設等整備	8,519	1,638	34	8,913	▲394	▲4.4%	5,723	-	▲2,796	148.9%
学校教育施設等整備	3,972	1,092	34	4,360	▲388	▲8.9%	2,670	-	▲1,302	148.8%
社会福祉施設整備	658	73	0	785	▲127	▲16.2%	367	-	▲291	179.3%
一般廃棄物処理	2,506	226	0	2,529	▲23	▲0.9%	1,603	-	▲903	156.3%
一般補助施設整備等	1,027	201	0	863	163	18.9%	546	-	▲481	188.1%
施設(一般財源化分)	356	47	0	376	▲20	▲5.3%	537	-	181	66.2%
一般単独	44,283	6,484	24	38,791	5,492	14.2%	27,625	1,000	▲16,658	160.3%
一般	9,055	613	4	9,056	▲1	▲0.0%	2,893	400	▲6,162	313.0%
地域活性化	691	74	0	1,131	▲439	▲38.9%	690	-	▲1	100.2%
防災対策	891	145	0	752	138	18.4%	871	-	▲20	102.3%
地方道路等	5,043	429	14	5,431	▲388	▲7.2%	3,821	-	▲1,222	132.0%
旧合併特例	2,623	704	3	3,663	▲1,040	▲28.4%	2,500	-	▲123	104.9%
緊急防災・減災	9,390	1,138	1	5,812	3,578	61.6%	5,000	-	▲4,390	187.8%
公共施設等適正管理推進	7,984	1,318	3	6,347	1,637	25.8%	4,500	-	▲3,484	177.4%
緊急自然災害防止対策	5,223	1,440	0	4,238	985	23.3%	4,000	-	▲1,223	130.6%
緊急浚渫推進	848	85	0	1,081	▲233	▲21.6%	1,100	-	252	77.1%
脱炭素化推進	1,945	346	0	1,162	783	67.4%	900	-	▲1,045	216.1%
こども・子育て支援	231	39	0	117	114	98.2%	450	-	219	51.3%
デジタル活用推進	359	155	0	0	359	皆増	900	-	541	39.9%
辺地及び過疎対策事業	6,729	1,184	0	6,490	240	3.7%	6,508	18	▲221	103.4%
辺地対策	611	90	0	592	20	3.3%	592	2	▲19	103.2%
過疎対策	6,118	1,094	0	5,898	220	3.7%	5,916	16	▲202	103.4%
公共用地先行取得等	749	76	0	622	127	20.3%	345	-	▲404	217.0%
行政改革推進	1,841	1,841	0	1,860	▲19	▲1.0%	700	-	▲1,141	263.0%
調  整	933	933	0	848	85	10.0%	100	-	▲833	933.2%
公営企業債	33,801	2,208	589	29,774	4,027	13.5%	35,137	3,152	1,336	96.2%
水道	8,692	310	407	7,880	812	10.3%	8,895	1,556	203	97.7%
工業用水道	407	0	18	398	9	2.4%	509	89	102	80.0%
交通	1,761	66	3	1,744	17	1.0%	1,600	16	▲161	110.1%
電気事業・ガス	223	6	0	259	▲36	▲13.8%	260	-	37	85.9%
港湾整備	638	16	0	620	18	2.9%	618	-	▲20	103.3%
病院事業・介護サービス	6,713	1,368	0	4,806	1,907	39.7%	6,002	4	▲711	111.8%
市場事業・と畜場	252	10	0	205	47	23.1%	624	229	372	40.4%
地域開発	1,177	73	0	1,164	13	1.1%	1,346	-	169	87.5%
下水道	13,830	347	160	12,612	1,218	9.7%	15,170	1,252	1,340	91.2%
観光その他	102	6	1	86	16	18.2%	113	6	11	90.0%
(公営企業退職手当債)	4	4	0	0	4	皆増	-	-	▲4	皆増
臨時財政対策債	-	0	0	4,508	▲4,508	▲100.0%	-	-	-	-
退職手当債	1	1	0	180	▲179	▲99.5%	800	-	799	0.1%
補正予算債	4,365	-	3,881	4,212	153	3.6%	16,433	16,433	12,068	26.6%
国の予算等貸付金債	(89)	(11)	-	(133)	(▲44)	▲32.8%	(176)	-	(87)	(50.8%)
合  計	(89)	(11)	-	(133)	(▲44)	▲32.8%	(176)	-	(87)	(50.8%)
減収補填債(5条分)	36	36	0	38	▲2	▲6.5%	-	-	▲36	皆増
減収補填債(特例分)	414	414	0	25	389	1557.8%	-	-	▲414	皆増
借  換  債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総  計	(89)	(11)	-	(133)	(▲44)	▲32.8%	(176)	-	(87)	(50.8%)
	125,990	17,101	4,724	121,138	4,852	4.0%	113,462	22,559	▲12,528	111.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+届出1月分まで+第2次分。

※2 「補正分」には、予備費分を含む。

※3 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

## 2 東日本大震災分

(単位:億円)

	同意等額						地方債計画額			
	令和7年度 2次協議等までの同意等額 <sup>※1</sup>			令和6年度 2次協議等 までの同意等額 B	対前年度 増減額 C=A-B	対前年度 比率 C/B	令和7年度計画額		計画残額 E=D-A	割合 A/D
	A	うち2次同意等額					D	うち1月改正 増額分		
当初分		補正分 <sup>※2</sup>								
一般会計債	7	7	-	3	4	127.8%	12	-	5	57.0%
公営住宅建設	7	7	-	-	7	皆増	10	-	3	66.8%
災害復旧	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
一般補助施設等 <sup>※3</sup>	0	-	-	3	▲3	▲94.9%	-	-	▲0	皆増
一般単独	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
公営企業債	3	3	-	6	▲3	▲51.9%	3	-	0	96.1%
水道	3	3	-	6	▲3	▲51.9%	3	-	0	96.1%
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-	(1)	-	1	-
総計	10	9	-	8	2	21.5%	15	-	5	64.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+届出1月分まで+第2次分。

※2 「補正分」には、予備費分を含む。

※3 復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

## 3 合計

(単位:億円)

	同意等額						地方債計画額			
	令和7年度 2次協議等までの同意等額 <sup>※1</sup>			令和6年度 2次協議等 までの同意等額 B	対前年度 増減額 C=A-B	対前年度 比率 C/B	令和7年度計画額		計画残額 E=D-A	割合 A/D
	A	うち2次同意等額					D	うち1月改正 増額分		
当初分		補正分 <sup>※2</sup>								
1 通常収支分	(89) 125,990	(11) 17,101	- 4,724	(133) 121,138	(▲44) 4,852	▲32.8% 4.0%	(176) 113,462	- 22,559	(87) ▲12,528	(50.8%) 111.0%
2 東日本大震災分	- 10	- 9	- -	- 8	- 2	- 21.5%	(1) 15	- -	(1) 5	- 64.8%
合計	(89) 126,000	(11) 17,110	- 4,724	(133) 121,146	(▲44) 4,854	▲32.8% 4.0%	(177) 113,477	- 22,559	(88) ▲12,523	(50.5%) 111.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+届出1月分まで+第2次分。

※2 「補正分」には、予備費分を含む。